

## 札幌コンベンションセンターの管理に関する協定書の改定等に係る協定書

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナウイルス」という）の感染拡大の影響を受け、札幌市（以下「甲」という。）及び札幌コンベンションセンターの指定管理を行うSORA-SCC共同事業体（以下「乙」という。）との間で締結された札幌コンベンションセンターの管理に関する協定書（平成30年3月20日締結。以下「原協定」という。）第17条第2項ただし書き及び原協定第36条の規定に基づき、甲と乙は協議のうえ、次のとおり、原協定の改定等に係る協定を締結する。

第1条 原協定第17条第1項中「553,574,000円」を「433,574,000円」に、「令和2年度から令和4年度」を「令和2年度については納付せず、令和3年度及び令和4年度」に改める。

第2条 原協定第17条第2項に定める留保額について、令和2年度は0円とする。

第3条 新型コロナウイルスの拡大に起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

第4条 この協定は、下記締結日から適用するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を所持する。

令和3年3月31日

(甲) 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市

代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市白石区東札幌6条1丁目

SORA-SCC共同事業体

代表者 株式会社コンベンションリンクージ

代表取締役 平位 博



札幌コンベンションセンターの管理に関する協定における  
新型コロナウイルス感染症拡大に関する確認書

新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス」という）の感染拡大に関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び札幌コンベンションセンター条例（平成 13 年条例第 29 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 30 年 3 月 20 日付けで札幌市（以下「甲」という。）及びSORA-SCC共同事業体（以下「乙」という。）が締結した札幌コンベンションセンターの管理に関する協定（以下「協定」という。）第 26 条別表備考に基づき、令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 5 月 31 日に発生した収入及び経費の変動について協議を行い、次のとおり合意したことを確認する。

第 1 条 甲は乙に対し「金 73,782,000 円」を支払う。

第 2 条 新型コロナウイルスに起因すると認められる新たなリスクが生じた場合、甲と乙は必要に応じ、別途、協議を行うものとする。

上記合意事項の内容を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各 1 通を所持する。

令和 2 年 10 月 22 日

(甲) 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目  
札幌市  
代表者 市長 秋元 克広



(乙) 札幌市白石区東札幌 6 条 1 丁目  
SORA-SCC 共同事業体  
代表者 株式会社コンベンションリンケージ  
代表取締役 平位 博

